介護サービス事故に係る報告基準

介護保険事業者（以下、「事業者」という）は、介護保険指定居宅サービス及び介護保険施設等の運営基準に基づき、介護サービス提供中に事故等が発生した場合は、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うこと、事故の状況や対応などについて記録し保険者へ報告することが義務付けられています。

　事業者におかれましては、次の報告基準に従い速やかに事故報告を行うとともに、事故が再発しないよう対策を講じて下さい。

１．事故内容の範囲

（１）サービス提供中に、利用者が事故により死亡又は負傷した場合（負傷は医師の診療を要した場合）。この中には、第三者の行為により利用者が被害者となった場合も含む。

（２）食中毒の発生が認められた場合

（３）感染症等の発生が認められた場合

（４）異食、誤嚥、誤薬の発生が認められた場合

（５）施設等から利用者が行方不明になり、警察・消防等に捜索の協力を依頼した場合

（６）事業所の災害被災や機械故障によりサービスの提供に影響が出ている場合

（７）職員の違法行為・不祥事（個人情報の紛失、預かり金の紛失等）により利用者に損害を与えた場合

（８）その他必要と認められる場合

２．事故発生状況の範囲

　事故発生状況の範囲については、直接介護を提供していた場合に加え、次の場合も報告の対象とする。

（１）利用者が当該事業所又は施設内にいる間に起こったもの

（２）利用者の送迎中に起こったもの

（３）その他サービスの提供に密接な関連があるもの

３．報告事項

（１）事業所の名称、事業所番号、連絡先および提供しているサービスの種類

（２）利用者の氏名、住所、被保険者番号、年齢、要介護度および心身の状況

（３）事故発生・発見の日時および場所

（４）事故の概要（事故の種別、事故の結果、事故の原因等）

（５）受診医療機関名および所在地

（６）事後の対応（家族や関係機関等への連絡）

（７）損害賠償の有無および経過

（８）再発防止方策

４．報告方法

　事故発生後おおむね二週間以内に事故報告書（別紙様式）あるいは第3に定める報告事項を網羅する様式により、御代田町 保健福祉課 介護高齢係へ報告するものとする。ただし、死亡事故等緊急もしくは重大な事故については、事業者は速やかに電話にて一報を入れること。